

えりも町会計年度任用職員募集のお知らせ

(幼小接続アドバイザー：フルタイム)

えりも町では、令和7年4月採用のフルタイム会計年度任用職員（幼小接続アドバイザー）を次のとおり募集します。

希望される方は、期日までに関係書類を提出してください。

- 1 採用人数 1名
- 2 勤務期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 勤務場所 えりも町教育委員会事務局
- 4 勤務時間 8時45分から17時30分
- 5 勤務内容 幼稚園・保育所及び学校の連携に係る業務、幼稚園・保育所及び学校への訪問、連携業務に係る日程調整・資料作成等事務作業、そのほか一般事務
- 6 応募資格 (1) 高等学校卒業以上の方（令和6年度卒業見込みの方を含む）
(2) 町内に居住又は通勤可能な方
(3) 普通自動車運転免許を取得されている方（任用日までに取得見込みの方を含む）
(4) パソコン操作ができる方
- 7 勤務条件等

任用根拠	フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （うち令和7年4月30日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。）
再度の任用	選考等を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えても、無期の任用への転換申込みはできません。）
就業の場所	えりも町教育委員会事務局
従事すべき業務の内容	(1)幼稚園、保育所及び学校の連携に係る業務 (2)幼稚園、保育所及び学校への訪問 (3)連携業務に係る日程調整、資料作成等事務作業 (4)そのほか一般事務
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業及び終業時間（8時45分から17時30分） 2 休憩時間（60分） 3 時間外勤務の有無（無） 4 休日勤務（無）
勤務しない日	・週休日 毎週土曜日及び日曜日 ・休日 国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日（12月31日から翌年1月5日まで） 《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

休 暇	<p>1 年次有給休暇</p> <p>(1) 繰り越し分 残日数</p> <p>(2) (1)に加え、6 か月経過時に 10 日（年次有給休暇付与の条件を満たす場合）。</p> <p>※ 特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。</p> <p>2 その他の休暇</p> <p>(1) 有給（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、忌引、結婚、妊産婦の休息・補食、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊娠中の通勤緩和、夏季休暇、出生サポート、配偶者出産、育児参加、産前、産後）</p> <p>(2) 無給（保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー）</p> <p>3 時間外勤務代休時間（ 無 ）</p> <p>《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」</p>
育児休業等	<p>1 育児休業（ 可 ）</p> <p>備考(子の1歳6か月に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる場合は、育児休業をすることができます。)</p> <p>2 育児短時間勤務（ 不可 ）</p> <p>3 部分休業（ 可 ）</p> <p>備考(週3日以上又は1年間121日以上の勤務で、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の場合は、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で、部分休業を取得することができます。)</p> <p>《詳細》 「えりも町職員の育児休業等に関する条例及び規則」</p>
給 与	<p>1 給料の額</p> <p>時間額（ 183,500 ～ 220,000円 ）</p> <p>※ 上記は目安です。勤務日数、勤務時間、学歴や経験年数によって変わります。</p> <p>(えりも町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例及び規則により決定します。)</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法</p> <p>(1) 期末手当及び勤勉手当の額</p> <p>ア 期末手当（計算方法：給与月額に期別支給割合及び在職期間割合を乗じて得た額。）</p> <p>イ 勤勉手当（計算方法：給与月額に支給率及び規則で定める率を乗じて得た額。）</p> <p>3 通勤に係る費用 移動手段によるためお問い合わせください。</p> <p>4 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当の割増率</p> <p>(1) 時間外勤務 月60時間以内 125%（午後10時から翌日の午前5時までは150%） 月60時間超 150%（午後10時から翌日の午前5時までは175%）</p> <p>(2) 休日勤務 135%（午後10時から翌日の午前5時までは160%）</p> <p>(3) 夜間勤務 125%</p> <p>5 給与支払日</p> <p>(1) 給料 当月分を毎月21日（計算期間：月の1日から末日まで）</p> <p>(2) 通勤手当 毎月21日（勤務実績により返納あり）</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当 6月5日、12月5日（それぞれ6月1日、12</p>

	<p>月 1 日に在職しており、任用期間が 6 か月以上、かつ 1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の者に支給)</p> <p>(4) その他 (時間外勤務報酬 原則として翌月の 15 日までに支給) (ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日に最も近い日で土曜日、日曜日又は休日でない日)</p> <p>6 給料の支払方法 指定口座への振込み</p> <p>7 給料支払時の控除 希望により、住宅使用料 (町の管理するものに限る。)、水道使用料、団体生命保険料、親ぼく組織の会費、団体及び個人加入の預貯金、職員共済組合貸付金の控除有</p> <p>8 再度任用時の経験年数換算 (有)</p> <p>《詳細》 「えりも町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例」</p>
退職手当	<p>(有)</p> <p>《詳細》 「北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例」</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手続 (退職する 30 日以上前に届け出てください。)</p> <p>3 免職の事由及び手続</p> <p>(1) 分限免職 (地方公務員法第 28 条第 1 項)</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合</p> <p>イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>ウ 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職 (同法第 29 条第 1 項)</p> <p>次の場合の一に該当するときは、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>ア 法律又は条令、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合</p> <p>イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制 (無)</p> <p>5 その他の離職事由</p> <p>(1) 死亡した場合</p> <p>(2) 地方公務員法第 16 条 (第 2 号を除く。) のいずれかに該当する場合</p>
服 務	<p>すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。</p> <p>また、任用時にはサービスの宣誓を行い、任期中は以下の義務を負います。</p> <p>(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第 32 条)</p> <p>(2) 信用失墜行為の禁止 (同法第 33 条)</p> <p>(3) 秘密を守る義務 (同法第 34 条)</p> <p>(4) 職務に専念する義務 (同法第 35 条)</p> <p>(5) 政治的行為の制限 (同法第 36 条)</p> <p>(6) 争議行為等の禁止 (同法第 37 条)</p> <p>(7) 営利企業への従事等の制限 (同法第 38 条)</p>

<p>そ の 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険に関する事項 （ 地方公務員共済組合 ） 2 雇用保険に関する事項 （ 無 ） 3 災害補償に関する事項 「地方公務員災害補償基金」により補償されます。 4 安全及び衛生に関する事項 健康診断及びストレスチェック（年1回） 5 休職に関する事項 次の場合の一に該当するときは、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第28条第2項）。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 6 その他 公務のため旅行した際の費用については、「えりも町職員の旅費に関する条例」定めるところにより、旅費を弁償します。
--------------	---